

資源の総合利用目録

国家経済貿易委員会

国家計画委員会・財政部・国家税務総局

『資源の総合利用目録』の印刷および発布に関する通知

国経貿資 [1996] 809 号

各省・自治区・直轄市および計画単列都市の経済貿易委員会（経済委員会・計画経済委員会）・
計画委員会・財政庁（局）・地方税務局・新疆生産建設兵団経済委員会および計画委員会・国
務院関連部門 宛

資源の総合利用は、中国における重要な技術経済政策の 1 つであるほか、国民経済および
社会の発展において、長期的な戦略的方針の 1 つでもある。国家は資源の総合利用に関する
優遇政策をより徹底的に遂行するため、『国务院批転国家経済貿易委員会等部門（資源の総合
利用のさらなる発展に関する意見）の通知』（国発 [1996] 36 号）の規定に基づき、ここに
『資源の総合利用目録』（1996 年改訂）を印刷および発布するので、遵守して実施されたい。
同時に、従来国家経済委員会および財政部が発行した『資源の総合利用目録』（1986 年 11 月
改訂）は無効とする。

各地区および各関連部門は、資源の総合利用の管理を強化し、「財税字（1994）001 号」、「国
税発 [1994] 008 号」、「財税字（1996）20 号、21 号」等の文書の規定に基づいて優遇政策
を実行に移し、虚偽による税制優遇を防止しなければならない。実施過程中に問題が生じた場
合、意見や提案は、随時われわれに通知されたい。

国家経済貿易委員会

国家計画委員会

財政部

国家税務総局

1996 年 11 月 28 日

資源の総合利用目録

(1996年改訂)

- 一．企業は採掘および製錬過程で、廃棄物資源より回収される各種製品を利用する。
 - 1．炭鉱より回収されるカオリナイト（カオリン）、ボーキサイト、耐火粘土、ベントナイト、珪藻土、油母頁岩、玄武岩、輝緑岩、大理石、花崗岩、リン鉱石、黄鉄鉱、硫黄選鉱、石炭ガス、二酸化炭素ガス、五酸化バナジウム、モンタンろう、腐植酸、石膏、カーボンブラック、琥珀、黒鉛、天然ガスおよびこれを加工して利用する製品。
 - 2．鉄化合物鉱山および金鉱山より回収される黄鉄鉱、銅、コバルト、硫黄、螢石、リン、バナジウム、フッ素選鉱、希土選鉱およびチタン選鉱。
 - 3．有色金属鉱山より回収される硫黄選鉱、鉄選鉱、鉄選鉱および螢石選鉱のほか、主な金属以外の各種精選鉱およびこれを利用して回収される残留鉱床、酸化アルミニウムがあまり含まれない鉱床および貧鉱より生産される精選鉱。
 - 4．鉄化合物および有色金属尾鉱より回収される鉄選鉱、銅選鉱、鉛選鉱、亜鉛選鉱、タングステン選鉱、ビスマス選鉱、スズ選鉱、ヒ素選鉱、コバルト選鉱、緑柱石、長石粉、螢石、硫黄選鉱、希土選鉱およびリチア雲母。
 - 5．原油および天然ガスの生産過程において回収および採取される軽炭化水素、ヘリウムガスおよび硫黄のほか、その利用に随伴するニガリより採取される希有金属。
 - 6．非金属鉱の採掘過程において回収される尾鉱、金属、非金属、金、銀などの貴金属、アンチモン、ヨウ素、希土および石黄。
 - 7．鉄化合物製錬企業により回収される銅、コバルト、鉛、バナジウム、チタン、ニオブおよび希土。
 - 8．有色金属製錬企業により回収される金、銀、硫酸、希有金属および主な金属以外の各種金属。
 - 9．高炉ガス泥より回収される亜鉛、コバルト、ビスマス、鉄化合物および有色金属。
- 二．固形廃棄物の総合利用
 - 1．硬炭、無煙炭、泥炭、粉炭灰（渣）、ボイラー鉱滓およびホウ素尾鉱粉末およびその他の固形廃棄物より生産されるレンガ、多孔質コンクリート、モルタル材、セラムサイト、壁板、管材、セメント、コンクリート、漆喰、樹脂およびゴムなどの充填物、防水および防火材料、保温および耐火材料、軽量の新型建材製品、複合材料、合成材料、装飾材料、肥料、ミネラルウール、泡ガラス、人工魚礁、浄水剤、土壌改良剤、作物栽培剤、浮球等のほか、粉炭灰より採取される粉末、微小球、鉄粉、炭粉および酸化アルミニウムや、無煙炭より採取されるガリウムおよびバナジウムの利用。
 - 2．硬炭、無煙炭、泥炭、油母頁岩、低位発熱量燃料および炭層ガスより生産される電力および熱力の利用。

3. 炭素より生産する廃棄物より回収される黒鉛粉、コークス粉、珪砂および炭化ケイ素の利用。
4. 高炉渣、軽炉渣、電炉渣、平炉渣、合金鉄炉渣等の製錬渣および酸化アルミニウムが産生する赤泥より回収される廃鋼鉄、合金鉄材料、選鉱粉、廃耐火レンガ、廃電極、廃有色金属および回収した「放心鋼鉄(中文のまま)」、合金鉄材料、選鉱粉、廃耐火レンガ、廃電極および廃有色金属や回収した資源を利用して生産される焼結材料、精錬材料、溶鉄材料および合金鉄製錬融剤のほか、セメント、レンガ、モルタル材、碎石等の建材製品の利用。
5. 有色金属の燃えかすより採取される金属、希土およびこれにより生産される化学工業製品および建材製品の利用。
6. 銅、アルミニウムおよびマグネシウム屑より生産される有色金属粉末およびその製品。
7. 黄鉄鉱渣、黄鉄鉱焼渣、硫酸渣、硫石膏、アルデアライト、燐鉱焼渣、シアノーゲンを含む固形廃棄物、カーバイト渣、リン酸肥料渣、硫黄渣、アルカリ渣、バリウムを含む固形廃棄物、クロム渣、塩泥(塩のどろどろした液)、総溶剤渣、黄リン渣、酸化アルミニウムおよび脱硫石膏のほか、その他の炉渣より採取して生産される炭酸ソーダ、カセイソーダ、リン酸、硫酸、硫黄、複合硫酸鉄、クロム鉄、建築材料、金属およびその化合物、希土、肥料および飼料の利用。
8. 製糖固形廃棄物、泥状の沈澱物、廃糖蜜および廃絹より生産される製紙原料、繊維板、中密度繊維板、チップボード、顆粒かす、アルコール、溶剤、グルタミン酸ナトリウム、飼料、肥料、酵母、ビタミン、リシン、クエン酸、ヌクレオチド、キシロース、単細胞蛋白質、減水剤、一酸化炭素およびコンクリートの利用。
9. 食品、穀物油、醸造酒および澱粉の固形廃棄物を回収して生産される飼料、蛋白飼料、炭化ケイ素、飼料酵母、フルフラール、石膏、キシリトール、オレイン酸、脂肪酸、フィチン酸、イノシトールおよびアルキレートグリコシドの利用。
10. 製革固形廃棄物、廃革屑、豚毛、羊毛、廃油、皮等より生産される油脂、クロム化合物、ステアリン酸、オレイン酸、膠、蛋白飼料、アミノ酸類、再生革およびその他の工業原料等の利用。
11. 採掘した廃石、選鉱尾鉱、碎屑、粉末、粉塵、汚泥等より回収される金属および非金属およびこれより生産される建材製品の利用。
12. 汚水処理によ生じる油分離渣、浮遊選鉱渣および汚泥渣より生産されるメタンガスおよび洗淨剤製品の利用。
13. 精油、合成アンモニアおよび合成潤滑油のほか、有機合成およびその他の化学合成過程において固形廃棄物および廃触媒より回収される貴金属、凝集剤および各種担体より生産されるリサイクル製品およびその他の加工製品の利用。

三．廃水（液）の総合利用

- 1．化繊廃水、ペーストかす、ペーストかすの黒液、石鹼製造廃水、製革廃水、洗毛汚水、捺染廃水、触媒廃水、感光材料廃液、有機廃液および無機廃液のほか、アクリル生産過程において廃溶剤等より回収して生産される銀、塩、亜鉛、線維、アルカリ、ラノリン、PVA（ポリビニルアルコール）、硫化ナトリウム、亜硫酸ナトリウム、チオシアン酸ナトリウム、硝酸、第二鉄塩、第二クロム塩、リグニン、スルホン酸塩、シュウ酸、塩酸、接着剤、アルコール、バニリン、飼料、酵母、肥料、グリセリンおよびエチルシアンガスの利用。
- 2．製塩液（ニガリ）およびホウ酸より生産および排出される母液より生産される塩化カリウム、工業用臭素、テトラプロモエタン、塩化マグネシウム、無水硝石、石膏、硫酸マグネシウム、硫酸カリウム、マグネサイト等の化学工業原料のほか、これを加工して生産される冷凍剤、医療用中間体、難燃剤、燃料および飼料の利用。
- 3．醸造酒、精糖、製薬、グルタミン酸ナトリウム、クエン酸等の有機廃液より生産される固形蛋白飼料、飼料蛋白、酵素阻害剤、蛋白粉、濾過ケーキおよび沼気の利用。
- 4．石油加工により生産される廃硫酸、廃アルカリ液および廃アンモニア水のほか、これを回収して生産される硫酸、硫黄、芒硝、硫化ナトリウム、ナフテン酸、クレオソート、アンモニア水、液体窒素および化学肥料の利用。
- 5．化学工業廃液（水）、蒸留または精留釜の残液より生産される硫酸アンモニウム、フッ化アンモニウム、塩化カルシウムおよび希土のほか、酸、アルカリ、塩等の無機化学工業製品、炭化水素、アルコール、フェノール、有機酸などの有機化学工業製品の利用。
- 6．工業用酸洗い廃液より生産される「硫棧（中文のまま）」、硫酸第一鉄、重合硫酸第二鉄、べんがら、鉄黄、磁性材料、再生塩酸、三酸化鉄、二酸化鉄、第二鉄塩、有色金属等の再生酸およびその製品の利用。
- 7．コークス化の余剰アンモニア水、終冷水およびマンガン鉄高炉石炭ガス洗浄水より回収して生産される黄血塩、シアン化カリウム（ナトリウム）、ナフトールおよびその製品。
- 8．廃油ガス田および炭鉱の井戸水を開発して生産される熱水および塩水の利用。
- 9．随伴するニガリを開発して生産される精製塩、固形塩、液体アルカリ、塩酸、塩素化パラフィン等の塩化工業製品の利用。
- 10．大型であるが両方の型が異なる溶鋼より生産されるインゴット製品。
- 11．高純度のケイ素生産過程において産生される四塩化ケイ素廃液より開発される有機ケイ素系製品。

四．廃ガスの総合利用

- 1．製鋼転炉および合金鉄電炉より回収される石炭ガスのほか、これを回収して放散されるコークス製造炉石炭ガス、高炉石炭ガス、炭酸カルシウム炉ガスおよび有色製錬石炭ガスより生産される蒸気および電気。
- 2．コークス製造炉石炭ガスを脱硫および脱シアノーゲンすることにより回収される硫黄、

硫酸、硫酸アンモニウム、硫シアン化物およびチオ硫酸塩。

3. 酸素発生時に分離されて回収されるアルゴン、ヘリウム、ラドン等の気体。
4. 焙焼炉等の排気より回収される二酸化炭素、炭素粉塵、耐火材料粉塵およびアスファルト。
5. 石炭ガスを浄化して回収されるタール、タール渣製品、鉍物硫黄およびその加工製品。
6. 焼結煙より回収されるフッ化塩および硫酸塩のほか、鑄鉄機および混鉄炉の廃ガスより回収される黒鉛粉塵およびその製品。
7. 石炭ガス、焙焼炉、空気分離および冶金（有色金属の製錬を含む）による廃ガス、リン酸肥料の生産におけるフッ素を含む廃ガス、合成アンモニアの池より放出されるガス、精錬再生ガスのほか、塩素ソーダの生産における塩化水素を含む排気ガスの利用、および硫酸、硝酸、黄リン等の生産における排気ガスより生じる硫黄、二酸化硫黄、チオシアン酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム、チオ硫酸ナトリウム、チオ尿素、二酸化炭素ガス、炭酸ストロンチウム、凝縮物、不活性ガス、フルオロケイ酸ナトリウム、氷晶石、水素、酸素、硫酸アンモニウム、亜硫酸アンモニウム、硝酸ナトリウムおよびシュウ酸の利用。
8. 精油および石油化学工業の排気ガスより回収して採取されるトーチガス、可燃ガス、軽炭化水素および硫黄。
9. 煤煙を脱硫した副産物である硫酸、リン酸アンモニウム、硫酸アンモニウム、硫酸第一鉄、石膏、建材製品等の副産物およびその製品。
10. 有色金属製錬煙を精製または加工した硫黄、水銀、有色金属および硫酸の利用。
11. 石灰生産において放出される煙より回収して生産されるドライアイス、液体炭酸、重炭酸カルシウム、軽炭酸カルシウムおよび精製石灰製品。
12. 醸造酒および発酵工業の廃ガスより生産される二酸化炭素、ドライアイスおよび水素ガスの利用。

四．廃品の総合利用

1. 金属廃棄物の加工により生産される製鋼、鑄造原料、鑄造品、砂鉄、鉄球、鉄粉、べんがら、鉄黄および金属インサートの利用。
2. アルミニウム、銅、マグネシウム屑等より生産される有色金属粉末およびその製品の利用。
3. 廃溶液および廃素子より採取される金属（希有金属を含む）のほか、これにより生産される製品の利用。
4. 廃油より生産されるガソリン、灯油、ディーゼル油、潤滑油、燃料油および化学工業製品の利用。
5. 廃ケーブル、廃電線、空き缶、歯磨きチューブ、廃感光材料、廃電池および廃電球（蛍光灯）を加工または精製した有色（希有）金属のほか、これにより生産される製品の利用。
6. 廃綿、廃毛、廃絹、廃麻、廃化繊、ぼろ布および古着のほか、布靴工場、紡績工場およ

び被服工場の古い切れ端より生産される製紙原料、紗及び織物、不織布、毛氈、接着剤、再生ポリエステル切れ端およびブッシュの利用。

7. 廃ゴム靴、廃タイヤ等のゴムを主原料として生産される粉末膠、再生ゴム、タイヤ、ガソリン、ディーゼル油、潤滑油、カーボンブラック、鋼線、石炭ガスおよび防水材料の利用。
8. 廃プラスチックを主原料として生産されるプラスチック製品、粘土細工製品、防水材料および装飾材料のほか、廃プラスチックより抽出されるディーゼル油、ガソリン、灯油、燃料油、アスファルト、油ワニスおよび塗料の利用。
9. 廃紙を主原料として生産される各種紙類、板紙、鉛筆およびブッシュの利用。
10. 廃ガラスおよび廃ガラス繊維を主原料として生産されるガラス製品および複合材料の利用。
11. 種々の骨、皮の切れ端、毛皮、人間の尿等より生産される骨粉、膠、ゼラチン、カプセル、リン酸カルシウムおよび蛋白飼料、アミノ酸、再生革および生物化学製品の利用。
12. 古タイヤを新しいタイヤに交換したりホイールから外すのに用いるトレッドゴム。

五. その他

1. 伐採した木竹、造林の切り株およびこれを加工した余剰物、切れ端の余り、品質のよくない小さな薪材、育成した間伐材、農作物の穂、食糧の殻および皮等を原料として加工および生産される木材繊維板（中密度繊維板を含む）、ベニヤ板、小型の合板、指物板、パルプ、紙および板紙、軽板、スパーテル、竹のチップボード、木竹のかけら、床プレート、木旋製品、加水分解アルコール、マングローブ樹脂、生ゴム、松ヤニ、テレピン油、生漆、フルフラール、飼料、酵母、針葉飼料、木炭、活性炭、小型の木竹製品（木竹製のつまようじ、小さい角材、角材等）、シュウ酸、鋸屑、カーボンロッドおよび長さ 2m 以下の挽き立て材の利用。
2. 木竹の皮、葉、根および鋸屑より生産されるキクラゲ、椎茸、エッセンス、香料および中薬材料の利用。
3. 鋸屑および地面に落ちた綿より生産される機械油のフィルター素子、フェノールプラスチックまたは尿素ホルムアルデヒドプラスチックの利用。
4. 鋸屑および鋸屑より生産されるマグネサイト製品の利用。
5. 廃包装物より生産される包装箱、木製器具、建材製品等の利用。
6. 使われなくなった火薬より生産される工業用爆薬の利用。
7. 工業企業および鉱業企業の余熱および余圧、工業用炉の排気ガスおよび余熱、都市のゴミ、地熱、農林廃棄物等より生産される電力および熱力の利用。
8. 火力発電所の循環冷却水を利用した魚の養殖。
9. 塩田水域で発展している養殖業を利用した、ハロゲン虫、車エビ、塩藻、螺旋藻、魚および貝の生産。

10. 低価格の魚やエビのほか、魚加工時の廃材料より生産される飼料および魚粉の利用。
11. エビの頭部、蟹の甲羅、エビの殻等より生産される脳醬、キチン、甲殻素および甲殻アミノ酸の利用。
12. 河川の砂および堆積土より生産される建材製品の利用。
13. ゴミより生産される肥料、飼料および建材製品の利用。